

国語教室の漢字漢語論

近藤 正 則

文化創造学部文化創造学科文化創造学専攻国語文化コース

(2006年11月8日受理)

A Theory about 漢字(Chinese Characters) and 漢語(Japanese Words of Chinese Origin) in Japanese Classrooms

Faculty of Cultural Creation, Department of Cultural Creation,
Major in Cultural Creation, Course of National Language Culture,
Gifu Women's University, 80 Taromaru, Gifu, Japan (〒501 - 2592)

KONDO Masanori

(Received November 8 , 2006)

はじめに

悠久の歴史の流れの中で、人間の知的営みによって営々と築き上げられてきた、物心両面の成果・生活形成の様式を、“文化”と呼ぶ。

「文」は、胸の前で合わせた襟の象形字で、彩りや人が作り上げた整った美しさを意味する。また、文は転じて人の心象を綴る文字・文章の意に用いられる。あやなす情感や思惟を描きあらわすものが文字であり、文字が綴られさらにあやなして、美しく整った表現となったものが文章である。

「化」は、人と人の倒置した形を組み合わせた会意字で、人がまったく新しいものに変えることを意味する。化の語感には、単にかわるのでなく改まる・新しくなる・より善くなるといったニュアンスが付帯する。つまり、善化・感化・教化・強化といった場合に共通する改良指向である。

“culture”の翻訳語にあてる以前、文化とは、天命を受けた「億兆の君師」の文徳によ

る「蒸民」教化の意味であり、人間が無秩序な未開の状況を克服し、理想社会を実現するための知的営為を積み重ねた成果。それは生民化育のはたらきの再生産を繰り返すを意味した。文化という語があからさまに示しているように、それは、文すなわち書き記される言葉を媒介に構築され来たった。言葉の営みは、すなわち文化の営みであり、人間の言語能力が文化の質を定めて来たといっても過言ではない。言葉が文化を創造する以上、言葉の曖昧さは文化を曖昧にする。いわば、読み書き算盤の正確さが、文化の基底を形成するのである。

柳田國男の軌跡

国語教育の不可欠さを指摘する声は、どの時代にも変わらない。国語教育は、国家や民族を超えた、人間社会共通の不断のテーマである。

実業や社交の場に求められる表現を身に付けたり、適切な敬語表現や言葉の躰といった要請とは別に、本来の国語教育に求められる

普遍的意義とはいかなることか。公教育の場における国語学習について、その将来的展望を指し示したのが、民俗学者柳田國男〔1875～1962〕であった。

昭和20年〔1945〕の敗戦によって、我が国は主権在民の民主主義国家としてのあゆみを始める。柳田が東京書籍の小・中学校用国語教科書『新しい国語』、高校用『国語』の監修を引き受けたのは昭和23年のことで、それは柳田の死に至るまで続けられた。いわゆる「墨塗り教科書」から、新生日本の将来を託す検定教科書の始まりに、民間伝承の会を組織して民俗学研究を主導し、農政学・歴史学・人類学・国語学等に龐大な研究業績を残した柳田は、社会科教科書ではなく、国語の教科書編纂に心血を注いだのであった。柳田國男には「国語教育への期待〔昭和10年(1935)〕」、「昔の国語教育〔昭和12年〔1937)〕」、「国語の将来〔昭和14年〔1939)〕」是からの国語教育〔昭和21年(1946)〕等のエッセーがあるが、国語教育を論じたまとまった論稿を書き残すことはなかった。ただ、柳田の国語教科書に期するところ、柳田の教育理念については、大藤時彦が東京書籍の『教室の窓』(教員に配布された営業サービス用冊子)昭和37年〔1962〕10月号に「柳田先生と国語教育」と題する一文を寄せていて¹⁾、柳田の国語教育の思想を知ることができる。大藤の文章は、三段構成の約5,500字ほどで、教科書編纂ほか柳田をめぐる回顧談であるが、柳田がなぜ国語教科書を手がけたのか、端的に指摘した内容となっている。以下、その文中で、柳田の理念を述べた箇所を引用する。

国語教育は普通教育における基礎学課であるというが、このことを国語教育にたずさわる人がどの程度に理解しているのだろうか、疑問の点が少なくない。言語技術としての国語教育で事足れりとしている者

が多いのではないか。柳田先生は普通教育、わけても国語教育の目的としてよき選挙民をつくりあげてをあげられた。国語と選挙などというと、唐突の感じを受けるものが多いと思うが、先生の説かれるところをうかがうとこれは重大なことがわかる。選挙民として候補者のいうことを的確に判断する能力、すなわちこれは信頼できるか、あんなのはだめだとか、人の話を批判できることになることがたいせつであり、またイエス、ノーがはっきり言えるのはもとより、自分の考えを率直に他人に表現できる力をつけることが肝腎である。これがじゅうぶんにできない限りは民主政治も形式だけのものとなり、実質は封建政治にも劣ることになるのである。選挙といえば毎回、選挙肅正、公明選挙ということが叫ばれる。その最大の弊害として買収があげられるが、これの悪いことはだれでも知っている。しかも実際は選挙民が自分の考えからでなく盲目的に投票するほうが罪悪感がないだけに民主主義の発達にとって、いっそうおそるべきことなのである。これを少しずつでも矯めていく使命を先生は国語教育の上に課されたのである。その任にあたる者の責任は重大なわけである。

大藤は後に『日本現代文学全集』36・柳田國男(昭和43年〔1968〕講談社刊)の解説「柳田國男入門」を執筆するにあたって、柳田の生涯と年代を追った業績を紹介して、次のように、上記の内容を要約している。

戦後における先生の活動の中で重要なものに国語教育がある。戦後国語教育において新仮名遣い、漢字制限など大改革が実施されたが、従来の読み方、書き方に対して、話し方の必要が強く要求された。(略)

先生が国語教育を重大視された一理由は、良き選挙民をつくるという抱負にあって

た。これは普通の教育者には考えもつかぬことであるが、先生は真の民主主義は、選挙が理想的に行われるか否かにあるので、それにはまず選挙民が良き選挙民でなくてはならぬとされた。候補者の政見発表を聞いてその是非を判断する力を養わねばならない。それをなすのは国語教育の役目であり、人によくわかるように話をし、わからぬことはわからぬと言える選挙民をつくらねばならない。ただどういう政見かわからないで、他人が投票するから自分も投票するという状態では、選挙肅正はできぬことを、機会あるごとに国語教育の問題として説かれた。国語教科書の編集に際してもこのことを強く主張された。

大藤が語る柳田の理念は、公民教育の根本に国語教育を据えるものといってよい。個人的な体験として、筆者は義務教育期間中『新しい国語』で過ごした。文学作品のほかに方言を扱った教材や論理的文章も多く、小学校上級と中学校用の教科書には、自身の文章と吉野源三郎の文章が必ず採用されていたのが印象的であった。文学教材や情緒的作品に主力をおいた他社の場合と較べて、かなり角張っている風の特徴があったように思われる。良き選挙民の育成という一点へのこだわりは、戦前戦中の翼賛選挙を念頭にしたものであろう。と同時に、昭和22年〔1947〕に制定された「教育基本法」の前文、

われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。

を敷衍するものでもあった。おそらくは、柳田個人の個性的な志向というより当時の世論を背景にした着想であったと思われるが、新生日本が「民主的で文化的な国家を建設」す

るうえで、もっとも基盤をなすものとして国語教育を意義付けることが、柳田の教科書編纂の動機であった。敗戦直後という荒削りな社会状況の中で、柳田が思いめぐらした理想は、約60年の年月を経た今日、いかに深化されるべきであろうか。

国語と文化

教育、少なくとも公教育・国民教育とよばれる営為の目的は、文化的確な伝承と創造にある。あらゆる教科の教育は、自らの生活文化を形成する理知的要素を客観的に理解し、自らの文化の行く手を見通すために構成される。とりわけ国語という学課 系統的継続的に習得さるべき学科 は、柳田の説くように、すべてに先立つ基礎課程である。我々の文化は、我々が母語とする言語体系 国語によって語られ伝承され構築され来たり、創造されゆく。言葉が文化を創造するとはそうした意味であり、言葉の質の如何が次代の文化の質を定める。柳田の「良き選挙民をつくる」という表現は、十分にこなれた表現とは思われないが 継続的な文化の伝承と創造 広い意味での国の行く末 に資する知性を育成するという、普遍的な教育の課題を明確に指し示したものといえる。

言葉が文化を創る。例えば、近年の教育現場での深刻な問題である“いじめ”を、この視点から見ると、当事者間の心象伝達媒体である語彙に、「うざい」「きもい」「くさ(い)」といった恣意的かつ主観的表現が際立つことに気付く。すでに死語となった「ガン 眼をつける」なども同様で、極めて恣意的に使用する情動的な心象の一方的な露呈を、相手方への伝達媒体としたとき、受け手は不明瞭な感情を恣意的にとらえて、相手方の心象を憶測しなければならない。そして、疑心暗鬼の相乗に迷い込むことになる。「うざい」「きも

い」等は、かつて若年層に使用された「しかと 鹿十（無視する意）が、花札の「もみじ」の10点札に描かれる鹿の脇見の眼差しに由来する、特殊業界の隠語が一般語彙に参入したケースなどとは異なり、言葉の機能をもたない言葉めいた曖昧な情動表現である。曖昧な言葉が文化を曖昧にし、人間社会の基本さえ成り立たせない典型的な事例と言えないだろうか。

その国あるいはその地域の生活文化の伝承と創造が、その国あるいはその地域の生活言語によって培われるとすれば、我々の文化形成は国語にかかっていると言わねばならない。「生きる力」とか「人間力」とかいう新造語が、昨今の教育行政用語として飛びかっているが、「理知的な生活能力」、「人間的自覚に根ざした学習能力」といえばすむ概念であって、古くて新しい教育の普遍的な目的に過ぎない。曖昧な新造語によって、何か新発見の理念を提示したかに思わせる曖昧さが、輪郭のぼやけたムードばかりを増幅させ、むしろ、コンセンサスの形成に無用な困惑を助長するといった、危惧をはらむことさえある。

文化は言葉である。恣意的な新造語を通行させることが文化創造ではない。自己の心象を言語化することで、的確に認識し、客観的に伝達することが、文化を伝承し展開させる唯一の手立てであるとするれば、良質な国語がこの国の行く末 である文化を定める。

そして、人が理性的に感じ取り、思考し表現する手立てが、言語を媒介とせざるをえない以上、我々の文化の行く末が、的確な国語教育の次元に深くかかわってくるのはいうまでもない。

当用漢字と漢字制限

国語は、本来外来の言語である漢字漢語めきには語れない。「やま」「かわ」「うみ」といっ

た語を概念的にくくると、やまと言葉の語彙中に漢語の「自然」に相当する語を見出しがたいことに気づく。国語語彙に占めるやまと言葉と漢字漢語、カタカナ表記の外来語の比率は、大雑把に見て5.5 : 3.5 : 1。『六法全書』を紐解けば、さらに漢字漢語の比率が上昇することはいうまでもなく、論理的、概念的語彙は、著しく造語能力にたけた漢字漢語にゆだねざるをえないのが、現代国語の現実というほかはない。

一説に、やまと言葉の発達段階の早期に我々の祖先は漢字漢語に接触し、国語の論理や観念の表現を、熟成した言語体系を有する漢字漢語にゆだねることで、日本語は結果的に十二分な表現力を獲得することができたとされる。

国語の学習で、好むと好まざるとにかかわらず、漢字の修得は避けて通れない課題である。国語表記の方法と漢字漢語への対応をどうするのか。国語教育にとって、これは明治以来積年の議論的でもあった。そして、その議論が 国語改革と漢字制限の問題として、現代の国語教育の場に、なお横たわっている。

漢字制限の議論は、慶応2年〔1866〕幕臣前島密が將軍徳川慶喜に、漢字習得の非効率性をあげ、漢字廃止を建言した『漢字御廃止之議』が、近代以後の国語改革の嚆矢とされる。

近代化、すなわち欧米式社会構造・産業システム・生活様式等の移入による欧米シフトの世界の一体化という波に洗われた文明開化の時代に、西洋文明に対する東洋の立ち遅れの原因を、筆記に手間取り理解に相当の学習時間を要する漢字に在りとして、例えば西周の『洋字ヲ以テ国語ヲ書スルノ論』といった、漢字表記を音標文字であるアルファベット表記に改めるべきだという論調が出現する。文部大臣を務めた森有礼が国語の英語化を主張

した例もあり、近代化後発の中華人民共和国における、国家成立初期の漢字全廃^{びんいん}拼音（今日では発音記号として使用されている中国語のアルファベット表記）表記政策や、韓国・北朝鮮の訓民正音（韓国ではハングル〔偉大な文字〕、北朝鮮ではチョソングル〔朝鮮文字〕と呼ぶ）表記、ベトナム語のアルファベット表記なども、漢字音の音標文字化運動の結果である²⁾。

なお、漢字漢語の音標文字表記による同音異義語理解の混乱不便から、中華人民共和国では、表記が漢字（簡体字）主体に戻ったことや、韓国では100%ハングル表記に漢字を混用する「漢字ハングルまじり」表記復活の兆しがあるのは、以下に述べる我が国の国語問題の経緯と、同じ線上に位置付けされることである。

脱亜入欧の急を告げる明治時代に、漢字廃止論は国語政策の主軸であった。漢字廃止論には、ローマ字表記派と仮名表記派があり、明治33年〔1900〕に文部省に国語調査委員が置かれ、35年には官制の国語調査委員会が設置された。この調査委員会は、文字には音韻文字を使用することとし、ローマ字・仮名の得失を調査していずれを用いるかを精査するという基本方針を規定した。調査委員会は、大正3年〔1914〕まで継続し中断、大正10年〔1920〕再び臨時国語調査会として活動を再開し、昭和9年〔1934〕に国語審議会となった。その間、漢字廃止と音標文字表記の基本方針は堅持され、数次にわたり国語改革実施案が内閣に提出されたが、その都度、圧倒的多数の識者・文化人の反対論が出て、改革案の施行に至らず、昭和20年〔1945〕の敗戦を迎えることになるのである。そして、この国語審議会は基本方針を何ら見直すことなく、戦後に継続するのである。

昭和20年11月、文部大臣は国語審議会に対

して「国民生活において日常使用するべき「標準漢字表」の検討を諮問し、国語審議会は翌21年11月5日に「当用漢字表」1850字を答申、政府は同月16日に「当用漢字表」および「現代かなづかい」を告示した。戦前の国語審議会は、一貫して将来的な漢字廃止と国語の音標文字表記化を視野に入れた、表音仮名遣いと漢字制限とを課題としてきた。昭和21年の告示は、その継続線上に公布されたのである。

明治期の文明開化の論調と異なり、昭和期の国語改革は、新聞・出版業界の要請を背景とした。新聞・雑誌の印刷コスト削減とスピード化の面から、国語表記の簡略化が求められたのである。昭和21年の内閣告示もその延長上にあり、23年2月には「当用漢字音訓表」と881字の「当用漢字別表」が示された。この881字は、教育漢字として、義務教育期間中に読み書きともにできるようにするものとされ、音訓表にない読みは学校教育の場では教えず、新聞等の刊行物にも使用が禁じられた。漢字廃止と国語の音標表記（ローマ字表記）という明治の基本原則は、この間に一度も見直されていない。つまり、この時点で「当用漢字」とは、^{まさ}当に用うべき漢字ではなく、当面は用いてよい漢字だったのである。

国語審議会は2年ごとに委員を選任し、国語表記に関する答申を重ねるが、第5期（昭和34～36年〔1959～1961〕）審議会は音標派優位の委員選出方法をめぐって紛糾し、舟橋聖一・成瀬正勝・塩田良平・山岸徳平・宇野精一の漢字重視の表意派委員の脱退を招いた。これがきっかけとなって、第6期・第7期審議会では、吉田富三委員が提出した「国語は、漢字仮名交じりを以て、その表記の正則とする。国語審議会はこの前提のもとに、国語の改善を審議するものであることを審議の前提とする」ことを審議し、昭和40年〔1965〕の

森戸辰男国語審議会会長の「漢字仮名まじり文が審議の前提であり漢字全廃は考えられない」とする記者会見談話に至る。こうして、明治35年以来の基本方針は、ようやく棚上げされることになった。ただし、正式に基本方針の廃棄が決定されたのではなかった。「当用漢字表」「当用漢字音訓表」は、その後、時代の変化に応じた内容の見直しが行われるが、昭和56年〔1981〕10月1日に告示・訓令の「常用漢字表〔1945字〕によって、「当用漢字表」「当用漢字字体表」「当用漢字音訓表」が廃されるまで、漢字の字数制限の枠は維持されたのである。

以下は如是我聞ということになるが、筆者が受業生であったこともあり、当用漢字から常用漢字に移行する時期に、国語審議会第5期の脱退委員であり、第6期は辞退したが、第7期、第11～14期、つまり昭和34年から昭和56年まで断続的に国語審議会委員を務めた宇野精一先生から、国語審議会の様子などよくうかがった。

当用漢字の字数、ことに教育漢字の字数がなぜ端数なのか。そして、なぜ社会的需要に応じて増やせないのか。時折改訂される当用漢字の出入の基準は何か。宇野先生は、公文書作成用の和文タイプライターの活字の入るスペースに由来すると指摘された。常時使用する第1水準の活字ケースの中から数字や仮名・アルファベット・記号等の活字数を除いた余裕にどれだけの漢字の活字が入るか。それが教育漢字で、残りの969字は第2水準の活字ケースの分である旨を示唆された。和文タイプライターの活字容量に限りがあり、新規に当用漢字に採用した分だけ、当用漢字から除く必要がある。どれを入れどれを除くかは、委員の協議によるが、それぞれの出身分野の利便のために委員同士の合従連衡もある。例えば、常用漢字の選定の際に曹の字が

入ったのは、重曹の食品化学と軍曹の防衛関係、法曹界の法律関係者の連衡策の成果、屯の字が入ったのは、駐屯や重量・容積単位のトン(ton)を噸³⁾の代用字として屯を使用したい向きの合従策の結果で、そうした委員を持たないものは、それぞれ常用漢字、小学校配当漢字から削られていった、とのことであった。

当用漢字の施行によって、新聞社などでは従来の難読文字にルビをふることを止め、当用漢字表にない漢字は、だ(拿)捕・ら(拉)致・誘かい(拐)・改ざん(竄)・破たん(綻)・隠ぺい(蔽)・漏えい(洩)・覚せい(醒)剤・危ぐ(惧)、といったように「音から意味が想像できる語」についてはませ書きを用いた。

さらに、国語審議会は、昭和31年〔1956〕7月に、当用漢字の適用をより円滑ならしめるために、「同音の漢字による書きかえ」を発表し、当用漢字表にない漢字を含む漢語を別字に書き換えてもよいことを指示するが、これによって、防御(禦)・扇(煽)動・英知(叡智)・混交(淆)・沈殿(澱)・援(掩)護というような本来は誤記とされる語が公用語とされた。

活字印刷の時代の漢字制限は、活字制限を意味した。和文タイプライターからワードプロセッサやパーソナルコンピュータへの転換は、活字枠のしほりを克服し、ルビつき表記のコストを削減した。

しかし、国語表記の基準とされた当用漢字を廃し、国語表記における漢字使用の目安とされた常用漢字の採用によって、漢字表記の環境が大きく変化したことも事実である。

日本規格協会(JIS)が昭和53年〔1978〕に指定した表外漢字6802字(旧JIS漢字)、昭和58年〔1983〕の6877字(新JIS漢字)などによって漢字変換が普及し、新聞雑誌等の組

版工程の電算化は、まぜ書きをやめてルビつき表記を取り入れる、一種の自由化傾向を示している⁴⁾。

こうした一連の歴史的経過の中で、国語教育における漢字漢語の学習指導が行われてきた。したがって、国語教育の場においても、当然のこととして、国語政策における矛盾や不合理をも丸抱えした点を否めないのである。

国語教室の漢字漢語論

良質な国語教育が、文化の行く末を定めるとすれば、国語教室における漢字漢語の学習はどうあるべきなのか。国語に限らず教科教育の場において、何より大切なことは、教科の基礎となる学問の尊厳ということであろう。学習指導は、児童生徒の学習能力の発達段階に応じ、もっとも自然に受容されるべきものである。ただ、児童生徒の理解度の高低によって、そこに「ゆるがせ」があってはならない。これは、幼児期の子どもにおとなが幼児語で語りかけることが、その子の言語能力の成長に何ら関わりを持ちえないのと同然である。現行の小学校配当漢字表では、例えば「自転車」「自動車」という語は、1年生で「じてん車」「じどう車」、2年生で「自てん車」「自どう車」、3年生で「自転車」「自動車」と読み書きすることになっている。金科玉条ともいべき段階的指導であるが、一方で誰もがその音からその物を思い浮かべうる場合、はじめからルビつきの「自転車」「自動車」を提示しても全く支障ないはずである。教育現場での読むことと書くことを同時に学習させる事情から、便宜的にこうしたまぜ書きが行われるのである。しかし、教室の外にまでまぜ書き文化があるわけではない。発達段階という括弧つきの便宜よりも、むしろ教材文の内容と表記の精選が問題ではないだろうか。

漢字漢語の学習においては、単純な模写作業のように文字のかたちを暗記し、語彙の理解もまた、辞書引きによる機械的な言い換え作業をしいるのではなく、なぜ・どうしての糸口をたどって、総合的に言葉の構造を理解し、使用できることを目途とすべきであろう。漢語の構造的理解については前稿⁵⁾に述べたが、漢字漢語が学習言語である以上は、生活の中で慣習的・生理的に獲得するのではなく、先人の学習成果の蓄積と整理を基調とする必要がある。

漢字の文字学的研究の古典は、後漢時代の許慎(30? ~ 124?)が撰した『説文解字』である。これは、東アジア最古の部首別字書でもあり、字書辞典編纂の基本原則は、許慎の提示した部首分類と象形・指事・会意・形声仮借・転注の「六書」に基づいている。

国語教室での新出漢字の学習では、部首の意義と文字構成の原則を、その都度ドリル学習的に理解することが肝要である。読みと意味のなぜ・どうしてが、総合的に体系化されることで、漢字漢語の構造的理解が可能となるからである。

漢字漢語の表記に関しても、当用漢字の施行にともなう漢字制限の問題がある。第3期国語審議会報告(昭和31年〔1956〕7月)の「同音の漢字による書きかえ」によって、漢語に使用される漢字の字義の解釈に、例外が多く存在することになった。同報告は、前ページ右段の事例をはじめ、当用漢字表に含まれない漢字を、表中同音の別字に書き換える用例341語を示し、(1)同音異体字による書き換え(2)類義の同音別字への書き換えの原則を提示した。そのことで、表外字の表中字への書き換えは、仮名漢字まぜ書きの不便を緩和する効果をもたらしたが、その定着普及によって、漢語の正確な概念把握に、言い換え文字を元の字に変換した上で、字義語義を

とらえる手続きが不可欠になったのである。例えば、庖丁は包丁に書き換えられた。庖は台所、丁は人の意であり、料理人転じて料理用の刃物を意味する。しかし、包には台所の意味はなく、単なる同音異義字による書き換えにすぎない。掠奪は略奪、諒解は了解となった。これらは「六書」の仮借にあたる。仮借には、学黌を学校と記すような古典的類例もある。しかし、鎔鋳炉・熔岩のヨウをすべて溶に書き換える場合は、部首の変更であるから当然ヨウの意味にずれが生じる。綜は総に吸収され、同質素材をひとつに集められた総合(多くのものが「ふさ」状にまとまった集合)なのか、綜合(多くの糸すじが網状に束ねられた集合)なのかが分からなくなった。弁に至っては、略字の採用で辯解のベンか辨別のベンかが不明になったなど、もとの字義が不明瞭になった例には枚挙にいとまない。

もうひとつは、漢字の字体の未整理の問題である。手書き・印刷のいずれの場合も楷書体を公式字体とするのは、中国宋代〔960～1126〕以来の通例である。また、現在の印刷用字体は、康熙55年〔1716〕に47000余字を収録した『康熙字典』の印刷字体を基準としている。いわゆる正字体(旧漢字・繁体字ともいう)である。

昭和24年〔1949〕4月に内閣告示された「当用漢字字体表」は、そのまえがきに「この表の字体の選定については、異体の統合、略体の採用、点画の整理などをはかるとともに、筆写の習慣、学習の難易をも考慮した。なお、印刷字体と筆写字体とをできるだけ一致させることをたてまえとした」と記し、今日通行の略字を標準字体とすること、印刷活字は筆写体をもとにすることを規定した。当用漢字表が、将来的に漢字を廃止することを前提として制定された以上、使用が許された当用漢字表にない漢字については、使用が前提にな

らないのであるから、当然のこととして、表外漢字の字体についてはいっさい手をつけていない。また、印字と筆記の字体の一致は、いわゆる教科書字体として教育の場に定着し、書写教育の手本となったが、いったん教科書を離れば、一般社会の印刷物には筆記体(表中字)と活字体(表外字)が混用されているのが実状であった。例えば、層・増・贈・僧は「曾」だが、木曾・味噌は「曾」というバラツキが日常茶飯事になり、藝は芸と決められたが、本字に芸(訓は、くさぎる)という別の文字があるということにもなった。

活字と筆写字の一致ということにも無理があった。近代以前の木版印刷の場合、康熙字典体・明朝活字体は、版木に文字を彫刻する際、一文字ずつ刻んでいくのではなく、縦・横・斜め、同じ方向の筆画を一度に機械的に刻むことで効率化される。そうした大量彫刻工法を行うと、字画の一部が欠け損じるおそれが生じる。そこで、筆の押さえ部分を誇張した装飾的字体が考案されたのである。曾は筆記すれば曾となるのが本来であり、益が益、分が分なのは、活字体と筆記体の違いに過ぎない。

当用漢字の印刷字体を筆写字体とし、筆写字体に印刷字体を包摂させるということは、その規定外の表外字に筆写字体準拠の印刷字体がなく、旧来の康熙字典体がそのまま筆写の規準となるような錯覚を助長したのである。

当用漢字字体表は、異体字の統合と略字体の採用をうたっている。当用漢字体のみによる教育を受け、当用漢字体がしみ込んだ現代人にとって、康熙字典体である旧漢字を、まるで異空間の文物のように感じる向きもある。確かに、康熙字典体は東アジア漢字文化圏における公式で正統な字体としての歴史を

有している。しかし、その一面で、実用に供する文字の多くはその略字や異体字、俗字で書き記されてきたのも文化の歴史であった。科挙の基本文献である経書が、国子監本（中国歴代の教育・文教政策を統御する役所・国子監から公的に刊行された書物）や官板（幕府が官費で出版した書物）といった人民統治の権威を背景にした出版物には、当然のことながら康熙字典体の印刷用字体が採用されたが、民間の出版物（町板・坊刻本）には、筆記原稿がそのまま版下に用いられ、正字のほかに異体字・略字・俗字が筆写字体で印刷されているケースが多い。和刻本の場合、中国・朝鮮からの舶来書に返り点・送り仮名を書き込んで版下とする場合には、原本の康熙字典体がそのまま彫り込まれ、書き下し原稿が版下となる場合には、当時の常用字体が使用されることが多いようである。

明治以後、西洋から逆輸入された活字印刷⁶⁾が普及する。文明開化の象徴的事業であった洋式活字印刷導入の際、新規に鑄造する活字には、伝統的な康熙字典体を用いたのである。前述のように、伝統的公式字体というだけでなく、康熙字典体（明朝活字体）のかざり部分は、製作された活字の欠損防止に有益なデザインであったから、最適な字体とされたのである。ちなみに、明治期の仮名活字は、漢字に較べて欠けやすい欠点があり、今となっては読みとれない例も少なくない。これは当時通行した仮名文字が、漢字の草書体を簡略化した、今日のいわゆる変体仮名を、筆写の字形そのままに鑄込んだからである。

当用漢字字体表による字形の統一は、ある意味で正鵠を得ていた。文章表記の言文一致と同様に、日常的に用いられる略字体の採用で、読むことと書くことの一致が志向されたからである。ただし、ある意味でというのは、47000余字の中のわずが1850字にとどまっ

たことである。東アジア漢字文化圏では、公的場面で使用する文字の統制は、秦の始皇帝以来、統治権力の象徴を意味してきた。文字を書くという誰にでもできる作業を、このほか有意義化させ権威化させて、“書”という特殊芸術に昇華させたことも、中国史上唯一の女帝として、初唐時代の高宗の後が、則天大聖皇帝を称していわゆる則天文字を施行し、彼女の失脚後はほとんど歴史の記憶から忘れ去られたのも、文字統制の統治権力の象徴性に由来する。

当用漢字字体表が、漢字全体の3～4%にしか手をつけなかったのは、漢字そのものが、いずれ不用になるはずであったからである。それが、言葉が作り上げてきた文化というもの、いかほどに値踏みした結果であったのか。一般の社会生活で使用する漢字の範囲を制限した当用漢字から、漢字の使用の目安を示した常用漢字への移行は、文化史的に見れば、単なる規制緩和では済まされない、重要な課題を負いこんでいるものと思われる。

次に留意すべきは、漢字漢語がもともと外国の言語体系を表記するためのものである、という点である。中国語という言語体系は1音1概念の語によって形成されるが、中国語を表記する漢字は1字1音1概念の表語文字（表意文字）である。そして、1字1音1概念であるがゆえに、漢字表記は1字のみでは安定しないという特性を持っている。漢語つまり漢字の熟語が2字または4字（2字×2）構成が圧倒的に多いのはそのためである。

表音言語であるやまと言葉は、仮名1字1音で、音節の連続によって語意を有する。目・歯・手のような1音語がまれで、耳・鼻・口・足・顔といった2音または3音以上の語がほとんどであるのも、人の呼吸という生理的な要因から安定感を求めたためとされるが、生理的な要因は、漢字の場合も同様で、

さらに1字1音1概念による同音異義を避けるために、2字構成を指向する傾向を持つのである。したがって、例えば森林という熟語は森と林ではなく、森・林に共通する類義概念「樹木が多数茂る土地」を意味する連言の構成「天地は天と地であるがまた天地の間」世の中を、日月は太陽と月であるがまた太陽と月のめぐり「時間の経過」を意味する対句の構成による熟語である。漢字の意味がそのままやまと言葉の語彙に相当すれば訓読みされるが、多くの漢語のように抽象化された概念を提示する場合、やまと言葉へそのまま単純変換できないから音読みすることになる。漢語(古代中国語)の音節はおよそ1500ほどあるが、日本語は文字にすれば55、現代では書き分けされていない地方固有の発音や鼻濁音、ウムラウトした音などを含めて、音節の数は100前後とされる。日本語の漢字音(音読み)が、原漢字音の日本語転訛によって定着したことを考えれば、表音文字だけの表記では、同音意義を判別できないことになる。したがって、的確な語意理解には、音の向こう側にある漢字表記を思い浮かべなければならない。当用漢字のまぜ書きの不都合の原因もここにある。

教科の基礎となる学問の尊厳とは、当用漢字の制定とそれに付随する国語政策の結果と、漢字漢語の原則的知識とを的確に明らかにし、現状の言語文化・言語生活の由り来たるゆえんを承知した上で、実際の国語表記をこなしていくということにほかならない。要は、与えられた知識を無条件になぞることから、良質な文化は生れないということである。

言葉が文化を創造する以上、言葉の曖昧さは文化を曖昧にする。漢字漢語の課題は、日本語の成長過程で、やまと言葉の未発達部分を補填したことにより、日本語は縦横無尽な

表現力を獲得したが、意識的な文化的営為として習得した漢字漢語は、その恩恵のゆえに、ほとんど未来永劫にわたって学習し続けなければならない宿命を与えたことである。

要は、本来外国製の言語を、正攻法の縫製によっていかにオーダーメイドするかにある。

注

- 1) 後に『柳田國男入門』(1973年筑摩書房刊)に「柳田國男と国語教育」と改題して収載している。
- 2) 朝鮮半島の「訓民正音」は、^{オンモン}諺文・^{アムクル}女手と呼ばれ、日本の仮名に模して作られた文字であるが、母音・子音の組み合わせで構成される点で、仮名以上にローマ字表記に近い音標文字である。^{ベトナム}越南には、日本の仮名と同じように、漢字にない越南の語辞を表記する字喃^{チュノム}が使用されたが、フランスの植民地時代に越南語の音標文字表記化政策が進行して、現在のようになった。
- 3) メートル法による重量単位を表記するものとして、瓦(グラム・g) 匁(デングラム・dg)・銚(ミリグラム・mg)・匁(キログラム・kg)などあるが、「一般の社会生活において現代の国語を書き表す場合の目安を示した」常用漢字表外である。縦書き文章の場合、常用漢字外で使用できない匁を屯に代用する必要性が生じるが、それ以上に、官公署の名称に仮名との混ぜ書きを必要とする不都合の解消に、より大きな事由があったとも聞く。
- 4) 国語審議会は第19期報告(平成5年6月)は、「補てん・ばん回・伴りよのように、漢語の一部を仮名書きにするいわゆる交ぜ書きは、読み取りにくかったり、語の

意味を把握しにくくさせたりする場合もあるので、言い換えなどの工夫をすることや、必要に応じて振り仮名を用いて漢字で書くなどの配慮をすることについて検討する必要があるのではないか。」としている。

- 5) 「国語教室における読みの確立と構造的
理解」岐阜女子大学紀要第35号・2006.3
- 6) 東アジアにおける印刷術の初期段階には、木製あるいは銅製の活字印刷も行わ

れた。古活字本は、無数の漢字の活字を複数必要とし、誤植も生じることから間もなく廃れ、活字の需要に自由に対応しうる木版印刷が主流となる。大量印刷の場合には、版木のかわりに、磨耗しにくい瓦版や石版も用いられた。いったん廃れた活字印刷の技法が、アルファベットの限られた字数でこと足りる西洋に伝わり発展をとげるのである。